

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1065 号（諮問第 1731 号）

件名：知的障害の障害の有無の判定基準等の不開示決定に関する件

1 開示請求

令和元年 6 月 11 日、同月 13 日及び同月 14 日

2 原処分

令和元年 8 月 13 日（不開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 2 欄に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるとして不開示とした。

3 審査請求

令和元年 8 月 16 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 3 月 13 日

5 答申

令和 5 年 7 月 28 日

6 審査会の結論

知事が、本件請求対象文書について、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるとして不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 条例第 6 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項について

条例第 6 条第 1 項本文において、開示請求は、同項各号に掲げる事項を記載した開示請求書を実施機関に提出してしなければならないと規定している。そして、同項第 2 号において、「行政文書の名称その他の開示

請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載事項として定めており、「行政文書を特定するに足りる事項」とは、その記載内容から、開示請求の対象となる行政文書の範囲を合理的な範囲に特定できる程度の記載をいうものである。

また、同条第2項において、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該開示請求書を提出したものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができると規定するとともに、同項後段で、この場合において、実施機関は、当該開示請求書を提出したものに対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないと規定している。

(3) 本件審査請求について

本件開示請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄の記載内容は別表の2欄に掲げるとおりであるところ、実施機関によれば、本件開示請求は、対象行政文書を特定するための十分な記載がなく、開示請求書に形式上の不備があると認められる場合に該当するため、いずれの開示請求に対しても、審査請求人に補正を求める通知を二度行ったが、期限までに回答がなかったため不開示としたとのことである。これに対し、審査請求人は、審査請求書において、「開示請求に係る行政文書を特定することができる。」等と主張していることから、以下、実施機関の条例第6条第2項に基づく補正の求めの手續の妥当性も含め、本件請求対象文書の特定の可否について検討する。

(4) 本件請求対象文書の特定の可否について

ア 本件請求対象文書の特定について

実施機関によれば、別表の1欄に掲げる請求1（以下「請求1」という。同欄に掲げる請求2以下も同様とする。）から請求3までは、いずれも開示請求書に記載の文言からでは、具体的にどういった内容の文書の開示を求めているか審査請求人の真意が不明であり、対象行政文書を特定するための十分な記載がないとのことである。

また、実施機関によれば、請求1のうち、障害の判定基準が記載された文書等を請求するものについては、過去に何度も同一の審査請求人に対して開示決定等を行っていることから、審査請求人の真意が不明であるとのことである。

さらに、実施機関によれば、請求3に対して開示を求めている文書として想定した「知的障害者の障害の程度の判定基準」は、過去に何度も同一の審査請求人に対して開示決定を行っており、繰り返し求めるものであるとのことである。

以上のことを踏まえて、当審査会において検討したところ、具体的にどういった内容の文書の開示を求めているか審査請求人の真意が不明であるとする実施機関の主張は妥当なものと認められる。

したがって、本件開示請求書における「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄の記載は不十分なものと認められる。

イ 実施機関による補正の求めの手續について

当審査会において、実施機関が審査請求人に補正を求めた文書を確認したところ、いずれの文書においても、「行政文書を特定するに足りる事項」には、その記載内容から、開示請求の対象となる行政文書の範囲を合理的な範囲に特定できる程度の記載をする必要があるが、本件開示請求書の記載内容は対象行政文書を特定するために必要な事項として不十分であることが記載されていること及び補正の回答期限として一定の期間を定めて二度にわたり条例第6条第2項の規定に基づき補正を求めていること並びに補正の参考となる情報を記載した資料が添付されていることが認められた。

これらのことを踏まえると、実施機関による補正の求めの手續は、妥当なものとして認められる。

ウ 結論

以上のことから、実施機関が、本件開示請求書における「行政文書を特定するに足りる事項」の欄の記載が不十分であるとして、本件請求対象文書を不開示としたことは妥当である。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求	2 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	3 不開示決定	4 審査請求年月日
請求 1	<p>愛知県が作成したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害の障害の有無の判定基準 ・ 軽度知的障害の障害の有無の判定基準 ・ 中度知的障害の障害の有無の判定基準 ・ 重度知的障害の障害の有無の判定基準 ・ 最重度知的障害の障害の有無の判定基準 ・ 知的障害のある者の障害の有無の判定基準 ・ 軽度知的障害のある者の障害の有無の判定基準 ・ 中度知的障害のある者の障害の有無の判定基準 ・ 重度知的障害のある者の障害の有無の判定基準 ・ 最重度知的障害のある者の障害の有無の判定基準 ・ 軽度知的障害者の障害の有無の判定基準 ・ 中度知的障害者の障害の有無の判定基準 ・ 重度知的障害者の障害の有無の判定基準 ・ 最重度知的障害者の障害の有無の判定基準 ・ 「知的障害者の障害の程度の判定基準」の文書に記載の知的障害者の定義・判定基準 <hr/> <p>愛知県が作成したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害の判断基準・判定基準 ・ 軽度知的障害の判断基準・判定基準 ・ 中度知的障害の判断基準・判定基準 ・ 重度知的障害の判断基準・判定基準 ・ 最重度知的障害の判断基準・判定基準 ・ 軽度知的障害のある者の判断基準・判定基準 ・ 中度知的障害のある者の判断基準・判定基準 ・ 重度知的障害のある者の判断基準・判定基準 ・ 最重度知的障害のある者の判断基準・判定基準 ・ 軽度知的障害者の判断基準・判定基準 	令和元年 8 月 13 日付 け 31 障 福 第 1106 号	令和元年 8 月 16 日

1 請求	2 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	3 不開示決定	4 審査請求年月日
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中度知的障害者の判断基準・判定基準 ・ 重度知的障害者の判断基準・判定基準 ・ 最重度知的障害者の判断基準・判定基準 ・ 知的障害の程度の内容がわかる文書 ・ 軽度知的障害の程度の内容がわかる文書 ・ 中度知的障害の程度の内容がわかる文書 ・ 重度知的障害の程度の内容がわかる文書 ・ 最重度知的障害の程度の内容がわかる文書 <p>国が作成したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度知的障害の程度の内容がわかる文書 <p>国が作成した以下の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳について ・ 身体障害者認定基準に係る総括事項 ・ 診断書・意見書の様式 ・ 身体障害の認定について ・ 身体障害のある者の認定について ・ 身体障害者の認定について ・ 身体障害程度の判定基準 <p>国が作成した以下の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障害者の判定手続 ・ 聴覚障害のある者の判定手続 ・ 聴覚障害者の生活困難度評価基準 <p>愛知県が作成した以下の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障害者の判定手続 ・ 聴覚障害のある者の判定手続 ・ 聴覚障害者の生活困難度評価基準 <p>愛知県が作成した以下の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害のある者の判定手続 ・ 視覚障害者の判定手続 ・ 視覚障害者の生活困難度評価基準 <p>国が作成した以下の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害のある者の判定手続 ・ 視覚障害者の判定手続 ・ 視覚障害者の生活困難度評価基準 		
請求 2	<p>愛知県行政文書管理規定により作成した行政文書ファイル名及び個々の明細</p> <p>総合文書管理システムへ登録した行政文書の</p>	令和元年 8 月 13 日付	令和元年 8 月 16 日

1 請求	2 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	3 不開示決定	4 審査請求年月日
	文書名 療育手帳（制度）に関する文書（1973年～現在） 公権力行使に対する不服申立事案一式（結審していないもの）	け 31 障 福 第 1107 号	
請求 3	「日常生活に支障をきたしている」の状態の内容がわかる文書 知的障害の程度の定義内容がわかる文書 日常生活能力の各項目・その評価基準がわかる文書	令 和 元 年 8 月 13 日 付 け 31 障 福 第 1110 号	令和元年 8月16日